

# 組合だより

第 1 0 9 号  
8 月 3 日  
2 0 0 7 年

発行所 岡山大学職員組合  
〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1  
電 話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通・F A X 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)

## 委員長 あいさつ



- 新しい大学像, 組合像を求めて

執行委員長 中富 公一



### はじめに

今回、連合体史上初の 4 人の副委員長と 1 人の書記長に支えられて、出戻りでもう一年、委員長を務めることになりました。よろしくお願ひします。

この間、大学は大きく変わりました。また組合も新しい組合像を求めて理論的検討を行うと同時に、様々な取り組みを行ってきました。これらの成果は現在、組合活動の 7 本柱という形で次のように定式化しています。

### 7 本柱の組合活動

1. 組合は、「大学の自治」の一員として、大学の民主的運営に資するよう努めます。
2. 組合は、「学問の自由」の擁護者として、快適な研究・教育環境作りに貢献します。
3. 組合は、「働く者の権利」の擁護者として、労働条件の改善に努めます。
4. 組合は、「人権委員会（ユニオン）」を組織し、セクハラやアカハラ問題などで人権侵害と闘う組合員を支援します。
5. 組合は、学習会や文化サークルなどを組織・支援し、組合員の文化的要求に応え、仲間づくりを支援します。
6. 組合は、平和・人権・民主主義を柱とする日本国憲法の精神を大切に、それが大学内において活かされるように努力します。
7. 組合は、上記の立場から新しい大学づくりに積極的に参加します。

今年度の組合もこの 7 本柱に則って運営していこうと思っています。ところで組合は、現在の大学改革にどのようなスタンスで臨んで



いるのでしょうか。また組合活動の 7 本柱はそれとどのような関係にあるのでしょうか。以下、考えているところを若干述べさせていただきます。

#### 変わりゆく大学の自治

#### 増大する市場の影響力

#### 学内管理運営の強化

現在取り組まれている大学改革の背景には、バブル崩壊以後の日本社会の大きな変化と、それに伴う、産業界をはじめとする日本社会の、大学に寄せる期待を見ることが出来ます。またそれと同時に、世界的規模でも、大学に大きな変革が起こっていることも見逃せません。すなわち、大学政策に影響を有する三つの要素、「政治・行政」、「大学人」、「市場」のうち、市場主導システムを特徴とするアメリカ以外の国において、相対的に大学人の影響力が減少し、政府及び行政もしくは市場の影響力が増大していること、それと同時に大学内で管理運営陣の統制力が強まっていることが指摘されています。一言で言えば、アメリカ大学方式のグローバル化に対する各国毎の対応の現れをそこにみる事が出来ます。イギリスの文部大臣は次のように語っています。「大西洋によって隔てられた国ではあるが、アメリカの高等教育が多様性と柔軟性をもっていることは明らかである。その方向性はこの大英帝国の人々、そして望むらくはヨーロッパ全土の人々が、進んで行きたいと願うだろう未来を象徴している」と。こうしてイギリスでは、大学の自治は、「同僚制+官僚制」から「法人制+企業制」の方向へと大きく舵を切ったと言われています。



( 2 ページへ )

## 大学法人化 批判される教授会自治

日本においても、国立大学法人法制定にあたって、遠山文部科学大臣(当時)は法案の目的について、「国際的な競争の中、国立大学の持つ能力を最大限に発揮し、国民の期待に応える国立大学として発展していく」と述べています。このため、大学が立つべきとされた基本的視点は次の三つです(「新しい『国立大学法人』像について(最終報告)」)。

1. 個性豊かな大学づくりと国際競争力のある教育研究の展開
2. 国民や社会への説明責任の重視と競争原理の導入
3. 経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現



こうした観点から、遠山大臣は、2003年2月10日国立大学長・大学共同利用機関長等会議での挨拶においてこれまでの大学を、「社会的存在としての国立大学の位置づけ」が意識されず「大学自治、部局自治の名の下に、社会から閉ざされた、あるいは社会から隔離された存在となりがちな面があったこと」、「部局の利害が優先され、ともすれば大学全体としての大胆な改革や速やかな意思決定」が阻害されてきたと批判しました。

これまでの大学を支えていたのが、官僚制とそれに指導され庇護された教授会自治であったとすれば、後者が上述のように批判されるとともに、文科省官僚制自体が、大学のグローバル化や、市場・政治の動向に服せざるをえなくなっているというもう一つの側面も見逃す訳にはいきません。

## 大学改革と 組合のスタンス



我々岡山大学職員組合連合体執行部は、これらの大学改革にどのように対応すべきか検討を重ねてきました。その中で、国際競争力のある大学づくり、国民の期待に応えうる大学づくりという目的自体は、むしろ積極的に受けとめるべきこと、特に後者の観点はこれまでの組合運動で取り組んできた課題でもあり積極的に応えていくことができることを確認してきました。また基本的視点「2」「3」についても、大学の経営責任の明確化による自助努力を要請している限りで、積極的に受けとめ、大学人としてもより良い大学づくりのため

に努力していくべきであろうと考えています。

ただ、過度に競争原理が強調され、それが大学の整理統合の理由として用いられるとすればそれは問題でしょう。政治の責任を大学の責任にすり替えることは許されません。また競争の基準が中央の視点しかないとすればそれも問題だと思います。さらに科学と技術を、同じ基準で競わせていいのかという問題もあります。こうした問題は全大教とともに検討し対応すべき課題であると考えています。

## 大学経営と組合



とはいえ、岡山大学が自助努力すべきことは否定しえないところであり、大学の経営陣がどのような舵取りをするのか、組合としては緊張感をもって見守っていきたいと思っています。なお、大学の経営=金儲けではないとすれば、経営の目的をどのように考えるべきでしょうか。アメリカの判決ですが、スウィージー事件における فران克福ター判事の補足意見の文言を借りれば、教員と学生に、**熟考と実験と創造に最も資する雰囲気を提供すること**が大学経営の任務であると考えて良いのではないのでしょうか。

職員組合活動の第1の柱、「組合は、『大学の自治』の一員として、大学の民主的運営に資するよう努めます」は、この文脈のなかで理解されます。特に、教授会が大学経営から直接には切り離されたことを鑑みれば、大学経営のチェック機関としての組合の役割はますます大きくなるものと思われます。この観点から学長選考についても民主的で公正な選考が行われるよう見守ります。

また、全大教、文科省、地方自治体とも連携しつつ、あるいは抗して、大学の自治・経営を守るための世論づくりに関与することが必要となるかもしれません。なお、この課題との関係で、三役とは別個に政策委員会を設け、今後の大学の課題、組合の課題を検討していきたいと考えています。さらに学長との懇談会なども積極的に設けていきたいと考えています。

## 教授会自治の役割

### 学問の自由を保障する制度

では、大学に経営を認めるとすれば、教授会自治は無用の長物となるのでしょうか。

組合としてはそのようには考えません。憲法23条は学問の自由について、「学問の自由は、これを保障する」と規定していますが、実体的に学

問の自由を保障する機関は教授会であったし、これからそうであるべきだと考えます。

ここでは我々は、アカデミック・フリーダムを二つの観点から捉えています。一つは、大学の自治、すなわち大学の経営の自立を保障する制度であり、もう一つは、教授会自治、すなわち学問の自由(=研究、教育の自由)を保障する制度です。

これまで教授会自治が、大学の経営と同一視されていたことに問題があるとしても、だからといって教授会自治が無用となったわけではありません。では我々は、学問の自由を保障する機関としての教授会の自治権をどのように理解すべきでしょうか。ここでは暫定的に次のように述べたいと思います。

「実質的には、学問的専門能力と知的誠実性を正しく評価できる同僚たる教員研究者自身(教授会)が教員人事を確保する。もちろん、大学当局者は、教員を任命したり予算を各学科に配分したりできるし、またいかなる教科を提供するかについての決定にもこれらを通して一定程度関与することができる。しかし彼らは、自らが任命した者に対して、提供すると決まった教科をどのように教えるのかについて指図することはできない。」

## 教授会自治と組合



これは教授会自治の核心(経営が踏み込むべきでない領域)についての暫定的な理解であり、教授会の権限がこれに限られるべきとの趣旨ではありません。また大学経営に対抗してでも、教授会で決定すべき問題が今後も生じてくるだろうと思います。たとえば現在、大学当局からは様々な教育改革案が提起されてきますが、これを現実にこなすかの判断は教授会での検討抜きでは不可能であるように思われます。こうした知恵を組合は蓄積していき、教授会自治の理論を構築し、それを擁護していきたいと考えています。

組合活動の第2の柱、「組合は、「学問の自由」

の擁護者として、快適な研究・教育環境作りに貢献します」は、この文脈のなかで理解されます。これは決して、教授の特権を墨守し、これまでの講座ボス支配を擁護するとの趣旨ではありません。教員、院生、学生が、快適な環境で、研究・教育し、そして学ぶことのできる環境の確保を課題とするとの趣旨です。

またこの観点からみると、全学各種委員会がそれぞれの改革案に取り組むのは理解できますが、それがそのまま、教授会の検討抜きにおろされるとすれば、それは問題でしょう。他方、大学としても全体の軽重をつけるべきでしょう。そうでないと、我々の身が保ちません。我々はこれら問題も大学経

営サイドと意見を交換していきたいと思います。

また、最近、教授会に属さない教員が任命されているのが気になります。彼らの存在をどのように捉えるべきなのでしょう。

組合としては今後、こうした問題も検討の対象としていきたいと考えています。

## 労働条件の改善



組合活動第3の柱は、言うまでもなく、労働組合の基本課題です。一生懸命働いていただいた皆さんが、きちんと待遇されるよう、またサービス残業など許さないように頑張りたいと思います。

我々の労働条件は就業規則によって決まります。これは大学経営者が、過半数代表の声を聞いた上で規定すべきものとされています。組合は、過半数代表を支援し、労働条件の改善に努めています。この間も、入試手当では大幅な増を勝ち取りました。また評価問題についても見守っていきたいと思います。なお、非常勤問題は組合運動の課題の一つですが、昨年度は、長年懸案であった非常勤職員の常勤化を実現しました。これを最初の一步にしたいと思います。また今年度初めて、女性の副委員長を得ることができました。これを機に組合として女性政策をまとめていくことができればと考えています。様々なお声をお寄せ下さい。

なお、組合は独自に大学経営との間で労働条件を決めることも可能であり、労働条件改善の先陣を切ることで組合に入るメリットを実感して頂くということも検討課題となるかもしれません。

## 人権の擁護、法律相談

前記課題が、まとまりとしての労働者の課題であったとすれば、この組合活動第4の柱は、組合員個人個人の人権を擁護し、一人一人に活き活きとしてもらおうという課題です。組合員の個別的な悩みの相談に応じ、法律相談が必要な場合は顧問弁護士を紹介し、少なくとも最初の一回は無料の相談を提供します。また、学内問題として組合の支援が求められる場合は、適正な手続が保障されるよう支援します。アカハラで悩む職場を、大学法人の協力を得て改善した例もあります。

## 文化的要求に応える



組合の役割には、同じ職場で働く人たちのコミュニティとして、人とのつながり、仲間づくりを担っ



てきたという重要な役割があります。多くの単組も最初は親睦団体から発展してきたのではないのでしょうか。組合のこの機能はいまでも重要だと思います。それどころか大学改革の中で疲れている我々には、現在最も必要なことかもしれません。

連合体もこの役割の一端を担い「アメーzing・グレースを歌う会」などを組織してきました。今新たに考えているのは、長年組合費を払い組合に貢献していただいた



退職を控えた教職員を中心に希望を聞こうというものです。退職後の自立を助ける意味で、料理教室等支援したらどうかなどと考えています。しかしこれも希望する仲間が集まって初めて動くことです。さしあたり三人以上で希望があればお申し出下さい。なお、デッサンの会を企画してもよいとの声があったこともお伝えしておきます。



また文化情報等についても力を入れたいと思います。岡山で見に行き、手に取ることでできるもので、大学人らしい情報提供には謝礼を払い、組合新聞に掲載していきたいと考えています。書評、映画鑑賞、展覧会鑑賞、紀行文などをお待ちしています。さらに大学のあり方についての投稿も歓迎いたします(1面 1200字程度)。

## 憲法の精神



日本国憲法の精神を大切に、それが大学内において活かされるように努力します。

連合体としては組合員の中で争いが生じるような党派的活動については取り組まないことにしていますが、組合の精神の基礎をなす日本国憲法の精神については、これを擁護していく方針です。こうした観点から、県下の労働組合や市民団体と連携し、憲法集会など各種集会に取り組みます。またこの観点から、上で述べたような、情報提供等にも取り組みます。

## 新しい大学づくりに 積極参加



ハンナ・アーレントは、人間の行動形態には「労働 labor」「仕事 work」「活動 action」の三つがあると言います。労働は、生命を維持していくための営みであり、つねに空虚さを拭いきれない。仕事は耐久性のあるものを制作することであり、

作品が完成したときに充実した喜びを味わうことができる。これに対し活動だけが、言葉を必ず伴う営みであり他者の存在を不可欠の条件としている。活動によって、人は、卓越への欲求を充足させることができるのであり、この活動によって他の人々とともに公的な事柄に関わるのであり、これが政治本来の姿であると言います。

こうした観点からすれば、これまでの組合像は「労働 labor」を暗黙の前提としていたように思われます。しかし大学職組の組合員の実態に即してみれば、「仕事 work」や「活動 action」をも視野にいれた組合像を創っていくべきであるように思われます。

そして組合は、この意味での政治的フォーラムとなっていくべきでしょう。我々が大学経営にものを言うと同時に、我々の見解への反論も、組合新聞等を通じて掲載していきたいと思えます。そして、我々と違った方針を採るべきだと考えた人が、役員に立候補して当選を目指して欲しいと思えます。大学でこそそれが出来るように思われます。



## おわりに

私は組合役員を7年やっていますが、7年もやれたということは、組合が決して「滅私奉公」の機関ではない証拠だと思っています。公共のために活動し、皆さんから元気をもることが出来ました。かつてこれを『公共哲学』の用語を借りて「活私開公」と呼びました。これは、生き活きとした個人が公共を開くとも理解できますが、むしろ公共のために尽力することで個人的にも生き活きとなることができると解することもできます。そして、それはおそらく切り離すことはできないと思われれます。

現在、組合は組合員拡大に取り組んでいます。是非、組合の意義を確認して頂き、まだ組合に入っていない人には加入していただきたいと思えます。役員になってくれとは言いません。しかし執行部に来れば大学のことが分かります。そして自分の抱えている問題を一緒に議論し深めることができます。このようなフォーラムを大学の中で支えていくことを大事なことだと思って頂きたいのです。そしてその中から、1人でも2人でも組合活動を支えてもよいという人が出てきてくれればと思えます。

長期政権は弊害が大きいと思えます。私も小泉前首相と一緒に退陣したかったのですが、もう少しやることにしました。皆さんのお知恵とお力をお借りできればと思えます。また1年宜しくお願います。